

こんな相談がありました No.48 ～未成年者のオンラインゲームトラブル～

Q

中学生の孫に「1回だけでいいから、スマホゲームのアイテムを購入したい」とせがまれ、金額を聞いたら数百円とのことだったのでクレジットカードの番号を教えてしまった。

その後何ヶ月か自分が使用していない料金の請求明細書が届いた。孫に注意すると「友達にクレジットカードの番号を教えてしまった。自分は使っていないから友達が使っているのではないか」と言っている。怒られるとかわいそうなので親にも言えず、どうしたらよいか悩んでいる。



A

子どものオンラインゲームに関するトラブルに「クレジットカード会社から身に覚えのない請求が届いたので確認すると、子どもが黙ってクレジットカードでオンラインゲームのアイテムを購入していたことが分かった。」等のクレジットカード決済を利用したトラブルが多く寄せられています。

大人が安易にクレジットカード番号を教えたことは、クレジットカード会員規約の管理責任に問われます。早急にクレジットカードを解約するか、番号の変更を行うよう助言しました。

子どもが友達にクレジットカードの番号を教えているような場合は、「決済の仕組み」や「料金の支払い義務が誰にあるのか」といったことを理解していない場合もあります。孫を思う気持ちは分かりますが、親にもきちんと伝え、友達の件も含め家族でよく話し合うこと、また、複数のゲーム会社で導入している「月々の課金上限設定」や「課金制限機能」などを利用できることもお伝えしました。

未成年者契約なので、取消申出可能な事例もあります。

トラブルに遭ったときは消費生活センターに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019